

# 第25回日本テディベア with Friends コンベンション 出展規約

## ■規約の履行

出展者は主催者から提示された「出展応募要項」「出展の詳細」及び以下の規約等を遵守しなければなりません。出展者がこれらに違反した場合又は違反していることが判明した場合には、主催者は出展申込の拒否、取消し又は出展における展示物、装飾物の撤去・変更等をいつでも命じることができます。その際、主催者側の判断根拠等は一切開示しません。又、出展者から支払われた出展料も返還しません。それに生じた出展者及び関係者の損害も補償しません。

## ■出展登録書の提出及び出展料の支払い

- ・「出展登録書」を主催者が受領し、「出展料」が支払われた時点で正式な申込みとします。
- ・出展者は、指定期日までに「出展登録書」を提出しなければなりません。期日に遅れた場合は、主催者が出展申込を履行するか否かを決定することができます。
- ・「出展料」は指定期日までに指定口座に出展料を支払わなければなりません。振込手数料は出展者の負担となります。期日までに出展料の支払いがない場合、主催者は出展申込を取消することができます。
- ・出展申込後、出展者が出展の取消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

## ■キャンセル料

出展登録書受領日から 2017 年 5 月 14 日（日）まで  
……請求金額の 50%  
2017 年 5 月 15 日（月）以降  
……請求金額の 100%

## ■展示スペース・会場レイアウト

- ・展示スペース・会場レイアウトは、主催者にて決定します。出展者はその結果に従わなければなりません。
- ・出展者は展示スペースを他者に譲渡・貸与することはできません。
- ・出展キャンセルがあった場合、主催者は全体レイアウトを変更することができます。

## ■展示について

- ・知的財産権を侵害する模倣品等を展示したり販売することはできません。
- ・搬入・搬出及び展示方法等は、主催者の提出する「出展の詳細」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- ・出展者は自分の展示スペース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為を行うことはできません。
- ・出展者は他者の迷惑となる行為、又は近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。又、他の出展者・来

場者等に対して、強引な営業・勧誘・誹謗中傷等の行為をすることも禁止します。迷惑行為等があったと判断した場合には、主催者はその中止、変更、禁止をいつでも命じることができます。

出展者はそれに従わなければなりません。

- ・出展者は会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- ・出展者間又は出展者と来場者間におけるやりとりに関して主催者は一切の責任を負いません。

## ■損害責任

- ・出展者は主催者から提示された書類及び本規約等に違反した場合又は違反していることが判明した場合、そのことが原因による主催者に生じた損害のすべてを主催者に対して賠償しなければなりません。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する損が巢はすべて出展者が賠償しなければなりません。
- ・主催者はいかなる場合においても、出展者及びその従業員・関係者等に起因する傷害・損害等に対し、一切の責任を負いません。
- ・主催者は天災、その他不可抗力の原因により展示会を中止又は中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた出展者の損害は補償しません。
- ・主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安等により生じた出展者の損害は補償しません。

## ■個人情報の取扱いについて

- ・出展者は本展示会を通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理をしなければなりません。
- ・出展者が本展示会を通じて取得・管理する個人情報の情報主体との間で紛争が生じた場合、両方で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者は一切の責任を負いません。

## ■その他

- ・本展示会から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- ・主催者から提示された「出展応募要項」「出展の詳細」及び本規約等に定めのない事項は主催者の判断によるものとし、